

宇治市人事行政の運営等の状況報告書

令和5年11月

宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づき、宇治市人事行政の運営の状況の概要及び宇治市公平委員会の業務の状況を報告します。

◎ 宇治市人事行政の運営の状況

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
- 2 職員の任免及び職員数に関する状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業に関する状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員の服務の状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分に関する審査請求の状況

◎ 宇治市人事行政の運営の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施状況(令和4年度中)

部局名	採用 年度	一次試験日	職種	申込 者数	受験 者数	合格 者数	採用 者数
市長部局	5	R4. 5. 29	技師（土木）	4	2	2	1
	5	R4. 5. 29	技師（電気）	6	2	0	0
	4	R4. 6. 4	一般事務職	458	250	11	1
	5	R4. 6. 5					4
	5	R4. 9. 4	技師（電気）	4	2	1	1
	5	R5. 1. 22	障害のある人を対象とした一般事務職	25	17	3	3
	5	R5. 1. 22	一般事務職（福祉職）	8	5	2	2
	5	R5. 1. 22	技師（建築）	6	4	2	2
	5	R5. 2. 12	保育士	6	4	1	1
	5	R5. 2. 12	作業技師	54	42	4	4
消防	5	R4. 9. 24	消防職	84	63	2	2
合 計				655	391	28	21

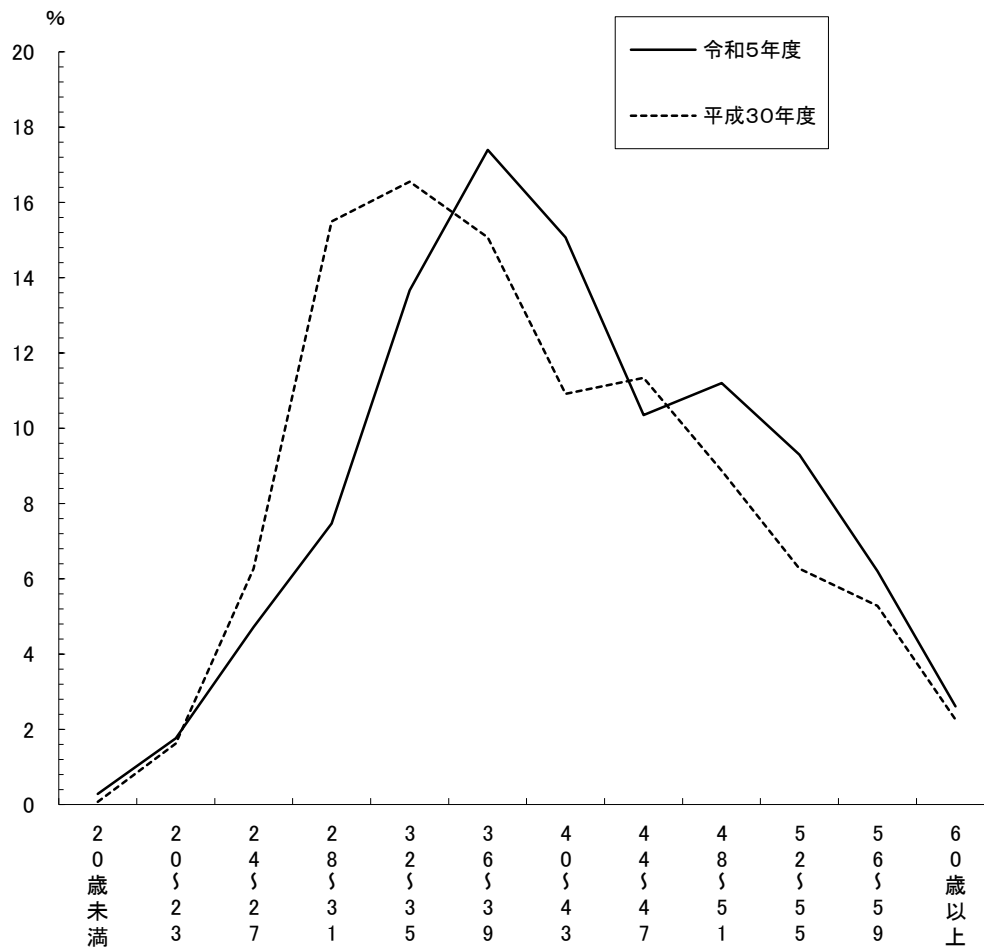
2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和4年度	令和5年度		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	10	10		
		総 務	187	188	1	大河ドラマを契機とした魅力発信等
		税 務	72	70	△ 2	業務体制の見直し（税務部門の統合）
		民 生	291	290	△ 1	業務体制の見直し
		衛 生	125	125		
		労 働	2	2		
		農林水産	15	16	1	市内産宇治茶ブランド力強化等取組の推進
		商 工	14	15	1	大河ドラマ等を見据えた観光振興施策の検討実施
		土 木	179	179		
		計	895	895		
	教育部門		158	157	△ 1	業務体制の見直し
	消防部門		209	208	△ 1	退職不補充
	小 計		1,262	1,260	△ 2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.94 人
公 会 営 計 企 業 部 門 等	水 道		68	68		
	下 水 道		40	39	△ 1	業務体制の見直し
	そ の 他		52	53	1	組織運営体制の見直し
	小 計		160	160		
合 計			1,422 [1,503]	1,420 [1,503]	△ 2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.82 人

- 〔注〕・職員数は特別職を除く一般職に属する職員であり、再任用短時間勤務職員（R4:11人、R5:9人）を除いたもの
- ・休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています
 - ・[]内は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	令和5年度	4	25	67	106	194	247	214	147	159	132	88	37	1,420
	平成30年度	1	23	89	220	235	214	155	161	126	89	75	32	1,420

(3) 定員管理計画の数値目標及び進捗状況

①定員管理の数値目標

計画期間	数値目標
令和4年度～令和7年度	△20人

②定員管理計画の年次別進捗状況（各年4月1日現在）（単位 人）

		4年度	5年度	6年度	7年度	合計		
一般行政	増 減	△ 1	△ 4	0	0	△ 5		
	増 員	13	9			22		
	減 員	△ 14	△ 13			△ 27		
教育	増 減	△ 1	△ 1	0	0	△ 2		
	増 員	2	3			5		
	減 員	△ 3	△ 4			△ 7		
公営企業 等会計	増 減	△ 1	△ 2	0	0	△ 3		
	増 員	0	1			1		
	減 員	△ 1	△ 3			△ 4		
合 計	増 減	△ 3	△ 7	0	0	△ 10		
	増 員	15	13	0	0	28	計画に対する達成状況	
	減 員	△ 18	△ 20	0	0	△ 38	△10/△20	50.0%

【注】計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間です

(4) 採用及び退職の状況

①採用

部局名	採用年月日	採用区分	職種	人 数		
				計	男	女
市長 部局	R4. 4. 1	新規採用	一般事務	13	6	7
			保育士	2	0	2
			技師（土木）	1	1	0
			作業（環境）	2	2	0
		割愛採用	一般事務	1	1	0
		交流採用	保健師	1	0	1
	R4. 5. 1	交流採用	一般事務	1	1	0
	R4. 7. 1	新規採用	技師（土木）	1	1	0
	R4. 10. 3	新規採用	一般事務	1	1	0
水道	R4. 4. 1	新規採用	技師（土木）	2	2	0
教育	R4. 4. 1	新規採用	一般事務	3	1	2
		割愛採用	指導主事	4	3	1
消防	R4. 4. 1	新規採用	消防	3	2	1
合計				35	21	14

②退職

部局名	退職年月日	退職区分	職種	計	人数	
					男	女
市長 部局	R4. 4. 30	普通退職	一般事務	1	1	0
	R4. 12. 31	普通退職	一般事務	1	1	0
	R5. 1. 31	普通退職	一般事務	1	1	0
	R5. 3. 31	普通退職	一般事務	2	1	1
			保育士	1	0	1
			技師（建築）	1	1	0
		特別希望退職	一般事務	3	3	0
			作業（環境）	1	1	0
		定年退職	一般事務	1	0	1
			作業（調理）	1	0	1
			技師（土木）	1	1	0
		帰任	一般事務	1	1	0
			技師（土木）	2	2	0
		割愛退職	一般事務	1	1	0
水道	R4. 11. 9	普通退職	技師（土木）	1	1	0
	R4. 12. 31	普通退職	一般事務	1	0	1
	R5. 3. 31	定年退職	技師（土木）	1	1	0
教育	R4. 12. 20	普通退職	一般事務	1	1	0
	R5. 3. 31	普通退職	教諭	1	0	1
		特別希望退職	一般事務	1	0	1
			教諭	1	0	1
		定年退職	一般事務	1	0	1
			作業（調理）	1	0	1
			作業（用務）	1	1	0
		割愛退職	指導主事	2	1	1
消防	R5. 2. 14	公務外死亡	消防	1	1	0
	R5. 3. 31	定年退職	消防	4	4	0
合計				35	24	11

3 職員の人事評価の状況

(1) 勤務成績の評定の状況（令和4年度中）

職員の能力開発、指導育成等に反映するなど、人材育成の視点や実績を重視した人事管理を行うことを目的として、年1回実施しています。

4 職員の給与の状況

(1) 総括

① 職員給与の支払明細の例

令和5年4月分給与として支払われた標準的な職務の職員の給与支払明細の例です。

(単位：円)

A 課長 年齢 50 歳 (勤続 27 年)		B 係長 年齢 40 歳 (勤続 15 年)		C 主事 年齢 27 歳 (勤続 4 年)	
給料	419,040	給料	345,400	給料	223,800
地域手当	31,464	地域手当	22,884	地域手当	13,428
扶養手当	18,000	扶養手当	36,000	扶養手当	0
管理職手当	69,900	時間外勤務手当	37,752	時間外勤務手当	53,726
通勤手当	16,520	通勤手当	0	通勤手当	3,600
住居手当	0	住居手当	0	住居手当	30,000
(支給額計)		(支給額計)		(支給額計)	
長期・短期掛金	79,604	長期・短期掛金	62,546	長期・短期掛金	36,959
介護掛金	4,704	介護掛金	3,696	介護掛金	0
市共済掛金	4,190	市共済掛金	3,454	市共済掛金	2,238
所得税	17,580	所得税	10,980	所得税	9,310
住民税	25,100	住民税	25,200	住民税	16,300
(控除額計)		(控除額計)		(控除額計)	
差引支給額	423,746	差引支給額	336,160	差引支給額	259,747

【注】長期・短期・介護掛金は民間事業従事者の厚生年金・健康・介護保険料に相当します

② 人件費の状況（普通会計決算）

年 度	住民基本 台帳人口 (R5. 1. 1)	歳 出 額 (a) (千円)	実質収支 (千円)	人 件 費 (b) (千円)	人件費率 (b)/(a)×100	(参考) 3年度の 人件費率
4 年度	182, 144 人	69, 606, 017	858, 326	13, 304, 204	19. 1 %	18. 5 %

③ 職員給与費の状況（普通会計決算）

年 度	職員数 (ア) (人)	給与費 (千円)				一人当たりの 給与費 (イ)／(ア) (千円)
		給料	期末・勤勉 手当	その他 職員手当	計(イ)	
4 年度	1, 262	5, 013, 415	2, 259, 828	1, 298, 470	8, 571, 713	6, 792

【注】職員数は4年4月1日現在の人数。職員手当には退職手当は含まれていません

④ ラスパイレス指数（※1）の状況（各年4月1日現在）

年	宇治市	類似団体平均（※2）	全国市平均
令和 4 年	101. 7	99. 9	98. 7
令和 3 年	101. 4	100. 0	98. 8
令和 2 年	101. 6	100. 1	98. 9
平成31年	102. 1	100. 2	98. 9

【注】4年の地域手当補正後ラスパイレス指数も101. 7

（※1） 地方公共団体の職員構成が、国と同じであると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値

（※2） 人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料・給与月額（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)(※3)	平均給与月額(円)(※4)	
			(Ⅰ) 地方公務員給与実 態調査の公表数値	(Ⅱ) 国との比較用に 再計算した額
一般行政職	41.6	325,629	438,772	380,222
消防職	42.0	335,544	442,819	386,812
企業職	42.0	319,686	417,849	369,554
京都府の一般行政職(※5)	41.8	310,247	402,224	359,754
国の一般行政職	42.4	322,487		404,015

② 職員（技能労務職）の平均給与月額等と民間の類似職種の平均給与月額等の比較

(令和5年4月1日現在)

区分		平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (円)(※3)	平均給与月額(円)(※4)		年収(B) (千円)(※6)
				(Ⅰ) 地方公務員 給与実態調査の 公表数値(A)	(Ⅱ) 国との比較用 に再計算した額	
職員	技能労務職	46.8	341,581	429,493	380,665	6,992.1
	うち清掃職員	45.9	340,001	430,123	381,055	7,015.2
	うち学校給食員	47.7	348,605	390,954	386,141	6,598.6
	うち用務員 (学校・保育所)	48.1	333,759	417,702	371,162	6,735.1
区分		平均年齢 (歳)	平均給与 月額(C) (千円)	年収ベース (D)(千円) (※6)	＜参考＞職員と民間との比較	
					平均給与月額 (A)/(C)*1000)	年収 (B)/(D)
民間	廃棄物処理業従業員	47.0	306.0	4,266.5	1.41	1.64
	調理士	43.3	283.8	3,764.9	1.38	1.75
	用務員	49.1	236.6	3,187.9	1.77	2.11

【注】民間データは、常用労働者（雇用期間1か月超・パートタイムを含む）が5人以上の事業所を対象とした賃金構造基本統計調査の31～3年度の平均の数値であり、職員と民間の比較は、年齢、業務内容、雇用形態などの点において、完全に一致しているものではありません

(※3) 令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均

(※4) 毎月支払われる給料と諸手当の額を合計したもの

(Ⅰ) 扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など、毎月支払われるすべての諸手当を含めた額

(Ⅱ) 国家公務員の平均給与月額は時間外勤務手当、特殊勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算した額

(※5) 京都府の一般行政職は、令和4年4月1日現在の数値

(※6) (A) または (C) を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当（年間賞与）の各職種ごとの平均支給額を加えた試算値

③ 職員の初任給（令和5年4月1日現在）（単位：百円）

区分		本市	京都府（一般行政職）	国（一般行政職）
一般行政職	大学卒	1,942	1,942	1,852
	高校卒	1,662	1,609	1,546

④ 職員の平均給料月額（経験年数・学歴別）（令和５年４月１日現在）（単位：百円）

区分 \ 経験年数		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	2,800	3,242	3,690
	高校卒	2,368	2,920	3,550

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別の職員数と構成比（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容 (※7)	職員数 (※8)	構成比
1級	主事、技師	17人	2.6%
2級	主事、技師	62人	9.5%
3級	主任	131人	20.1%
4級	係長、主査	197人	30.2%
5級	課長補佐、係長	98人	15.0%
6級	副課長	67人	10.3%
7級	副部長、参事、課長	67人	10.3%
8級	部長	14人	2.0%

(※7) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のこと

(※8) 本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。再任用職員を除く

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和5年4月1日現在）

区分	4年度支給割合 ()内は、再任用職員		職制上の段階、職務の級等による加算措置		4年度の 1人当たり 平均支給額
	期末手当	勤勉手当	役職加算	管理職加算	期末・勤勉手当 の合計
本市	2.40 (1.35) 月分	2.00 (0.975) 月分	7～18%	2～15%	1,748 千円
京都府	2.40 (1.35) 月分	2.00 (0.975) 月分	5～20%	10～20%	
国	2.40 (1.35) 月分	2.00 (0.975) 月分	5～20%	10～25%	

② 退職手当（令和5年4月1日現在）

区分	本市		国	
	自己都合	定年等	自己都合	定年等
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置（3～30%加算） 退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の 在級区分により調整額を加算）		定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 退職手当の調整額（退職前60月の在職 期間の在級区分により調整額を加算）	
1人当たりの平均 支給額（※9）	4,865 千円	23,456 千円		

（※9）1人当たりの平均支給額は、4年度に自己都合、定年・特別希望で退職した職員（全職種）に支給された平均額

③ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			334,069 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額			254,045 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	
市全域	6 %（国と同じ）	1,323 人	

④ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）		325,315 千円
職員1人当たりの平均支給年額		315,840 円
支給実績（3年度決算）		292,136 千円
職員1人当たりの平均支給年額		276,644 円

⑤ 特殊勤務手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

支給実績（4 年度決算）	36,983 千円
支給職員 1 人当たりの平均	111,730 円
職員全体に占める手当支給	25%
手当の種類（手当数）	10 種

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
地方税等の共同徴収事務 従事手当	京都地方税機構に派遣さ れ地方税又は国民健康保 険料の徴収業務に従事す る職員	地方税又は国民健康保険料の徴収業務	月額 1,200 円
感染症等の防疫作業従事 手当	感染症等の防疫作業に従 事した職員	感染症の患者等の救護、家畜伝染病に かかっている家畜等の隔離、病原体に 汚染された物件の消毒等	1 回 500 円 又は日額 3,000 円
行旅病人等の救護等従事 手当	行旅病人等の収容及び護 送に従事した職員	行旅病人等の収容及び護送	死亡者 1 回 1,000 円 その他 1 回 500 円
ごみ収集作業等従事手当	ごみ収集作業等に従事し た職員	ごみ収集作業等	1 日 600 円（特別収集期間は 1 時間 600 円）
生活保護のケースワーク 業務従事手当	生活保護のケースワーク に従事する職員	生活保護のケースワーク業務	月額 3,000 円
消防職員火災出動手当	消防職員	火災等発生により出場し、消火作業等 に従事したとき	1 回 300 円
消防職員救急出動手当	消防職員	救急業務により出場したとき	救急救命士 1 回 400 円 その他 1 回 300 円
消防職員機関員手当	消防職員	緊急車両の運転に従事したとき	大型車 1 当務 300 円 普通車 1 当務 200 円
消防職員高所作業手当	消防職員	地上 10 メートル以上の足場の不安定 な箇所での救助活動又は救助訓練等を実 施したとき	1 当務 200 円
道路の維持補修業務従事 手当	道路の維持補修業務に従 事した職員	道路の維持補修業務	1 日 400 円
下水道管路清掃点検従事 手当	企業職員	下水道管路の清掃又は点検の作業に従 事したとき	1 日 500 円

【注】特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当のこと

⑥ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当の 名称	内容及び支給単価	国の制度との異同と その内容	支給実績 4年度 決算	支給職員
				1人当たりの 平均支給額
扶養 手当	配偶者（扶養手当対象の子あり） 9,000 円 配偶者（扶養手当対象の子なし） 9,500 円 子 9,000 円 父母等 6,500 円 配偶者のない職員の子1人目 10,000 円 配偶者のない職員の父母等1人目 8,000 円	<異なる> 配偶者 6,500 円 子 10,000 円	173,240 千円	255,139 円
住居 手当	借家・借間最高支給限度額 30,000 円 住居手当が支給されない 借家・借間の家賃額 12,000 円以下	<異なる> 借家・借間最高支給限度額 28,000 円 住居手当が支給されない借家・ 借間の家賃額 16,000 円以下	83,422 千円	295,822 円
通勤 手当	通勤距離が2キロ以上の職員に支給 交通機関利用者は6か月定期代で支給 交通用具利用者は距離に応じて支給 月額支給限度額 55,000 円	<異なる> 交通用具利用者の通勤距離に応 じての支給額が異なる。 （交通用具利用者の用具の区分 は分かれていない。）	105,162 千円	99,869 円
管理職 手当	管理職の職務・職責に応じ、役職別に定額で支 給 54,300 円～102,400 円	<支給額が異なる> 46,300 円～130,300 円	163,430 千円	809,059 円
休日 勤務 手当	祝日法による休日等において勤務した場合 時 間単価×135/100	同じ	109,138 千円	266,841 円
夜間 勤務 手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日 午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ、 現に勤務した場合、その間に勤務した全時間 に対して支給 時間単価×25/100	同じ	18,702 千円	109,367 円
管理職員特別 勤務手 当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により勤務した場合に支給 週休日又は休日に4時間を超える勤務をした場 合 6,000 円～10,000 円 勤務時間が8時間超の場合は単価×150/100 平日深夜に1時間を超える勤務をした場合 3,000 円～5,000 円	<異なる> 勤務時間が1時間以上の場合に 支給	5,198 千円	33,756 円
単身赴 任手当	異動等により従前の住居から異動後の部署に通 勤することが困難なため、やむを得ない事情に より同居していた配偶者と別居して職員が単身 で転居し、生活する場合に支給 30,000 円に職員と配偶者の住居間の距離に応じ て加算を行った額	同じ	0 千円	0 円

【注】時間外勤務手当・休日勤務手当について、12月29日から翌年1月3日の間は時間単価×150/100で支給しています

(5) 特別職等の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	年間支給額	給料月額		期末手当
		減額前	減額後(※10)	
	$C \times 12 \text{ 月} + D$		$B - B \times (\text{※10 の 減額率})$	$(B + \text{加算額(※11)}) \times 3.3 \text{ 月}$
	A	B	C	D
市長	16,221,750 円	1,075,000 円	967,500 円	4,611,750 円
副市長	13,720,350 円	895,000 円	823,400 円	3,839,550 円
教育長	12,128,250 円	785,000 円	730,050 円	3,367,650 円

区分	任期	退職手当		任期内収入	
		支給割合	支給額	総収入	1 年あたり
	年数	年支給率	$\text{給料月額} \times \text{任期(年)} \times \text{年支給率}$ $B \times E \times F$	$\text{年間支給額} \times \text{任期(年)} + \text{退職手当}$ $A \times E + G$	$\text{任期内総収入} \div \text{任期(年)}$ H/E
	E	F	G	H	I
市長	4 年	390/100	16,770,000 円	81,657,000 円	20,414,250 円
副市長	4 年	280/100	10,024,000 円	64,905,400 円	16,226,350 円
教育長	3 年	225/100	5,298,750 円	41,683,500 円	13,894,500 円

区分	年間支給額	報酬月額	期末手当
	$K \times 12 \text{ 月} + L$		$(K + \text{加算額(※11)}) \times 3.3 \text{ 月}$
	J	K	L
議長	10,302,874 円	635,000 円	2,724,150 円
副議長	9,491,624 円	585,000 円	2,509,650 円
議員	8,680,374 円	535,000 円	2,295,150 円

【注】市長・副市長・教育長（以下、市長等）には、このほか、通勤手当（一般職と同じ）が支給されます。市長等及び市議会議員の給料月額等は、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会の答申を基に議会の議決を経て改定されます。

（※10）平成30年4月1日～当分の間、市長の給料を10%減額、副市長の給料を8%減額、教育長の給料を7%減額としています。

（※11）期末手当の基礎額に算入している加算額は、国の内閣総理大臣などの特別職及び国会議員その他の地方公共団体においても規定されており、本市においてはその率を30%としています。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般的な勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
始業時刻	午前8時30分
終業時刻	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日 (日曜日及び土曜日)
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日及び12月29日から31日まで

※ 特別の勤務に従事する職員については別途定めています。

(2) 年次休暇取得状況（令和4年度中）

総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	全対象職員数 (人)	平均取得日数 (日)	消化率 (%)
23,146.0	10,069.1	619	16.3	43.5%

- (注) 1 年次休暇は、1年度につき20日（新規採用職員については、採用月別の基準による日数）付与され、取得しなかった日数は翌年に繰り越すことができます。
- 2 全対象職員とは、4月1日から3月31日までの全期間在職した一般職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで勤務する職員）であり、当該期間内の途中採用者及び退職者並びに育児休業取得者等を除いています。

(3) 特別休暇の状況（令和5年4月1日現在）

種 類	日 数 等
服喪休暇	続柄により1～10日以内
結婚休暇	8日以内
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合、6日以内 体外受精や顕微授精を行う場合は10日以内
生理休暇	執務困難のとき、毎潮3日以内
産前休暇	出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
産後休暇	出産日の翌日から8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間（最大で3週間）
妊婦の通院休暇	定期的に通院する必要があるとき、4週間につき1日 妊娠満24週以上の場合、医師が必要と認めた場合
妊婦の時間短縮休暇	出勤及び退庁のとき、それぞれ30分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回60分以内
男性職員の育児参加及び配偶者の出産に係る休暇	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育等を行うとき、出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から産後1年を経過する日までの期間において8日以内
育児休暇	生後満1年に達しない子を育てるとき、1日2回それぞれ45分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回90分以内
ファミリーサポート休暇	①子を看護する場合 ②子が受ける予防接種、健康診断又は健康診査への付添いの場合 ③子が在籍し又は在籍することとなる学校等が実施する行事に出席する場合 ④保育所等入所時の慣らし保育期間中における受入時間外に子の保育をする場合 子が未就学児の場合8日以内、小学生の場合7日以内、中学生の場合5日以内
短期介護休暇	配偶者等の家族の介護その他の世話をする必要が生じた場合、要介護者1人・要介護状態1回・1休暇年度につき10日以内
父母の祭忌の休暇	1休暇年度につき1日以内
夏季休暇	5日以内
ドナー休暇	骨髄バンクへの登録又は骨髄若しくは末梢血管細胞を提供する場合等、必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的かつ報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合、1休暇年度につき5日以内
傷病休暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病の場合、必要と認められる期間 公務外の結核性疾患の場合、1年以内 公務外の負傷又は結核性疾患以外の疾病の場合、6月以内
その他の休暇	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断等により勤務が不可能となった場合 ②風水震災火災その他非常災害によりり災し、又は交通遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合 ③裁判員・証人・鑑定人・参考人等として官公署へ出頭する場合 ④選挙権その他公民としての権利を行使する場合

(4) 介護休暇の取得状況（令和4年度中）

①承認期間別

部 局 名 等		取得者数	承 認 期 間					
			1 月以下	1 月超 2 月以下	2 月超 3 月以下	3 月超 4 月以下	4 月超 5 月以下	5 月超
市長部局等	男性職員	1	0	0	0	0	0	1
	女性職員	2	0	0	1	0	1	0
	計	3	0	0	1	0	1	1
水 道	男性職員	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	1	0	0	0	0	0	1
	女性職員	2	0	0	1	0	1	0
	計	3	0	0	1	0	1	1

②要介護者（職員との続柄）別

部 局 名 等		取得者数	要介護者の続柄							
			配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
市長部局等	男性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	3	0	0	0	0	0	0
水 道	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	3	0	0	0	0	0	0

6 職員の休業に関する状況
 (1) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和4年度中)

①育児休業

部 局 名 等		取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間					
				3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超
市長部局等	男性職員	25	2	20	4	1	0	0	0
	女性職員	51	28	0	0	4	11	31	5
	計	76	30	20	4	5	11	31	5
水 道	男性職員	3	0	3	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	0	0	0	1	0
	計	4	1	3	0	0	0	1	0
教 育	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	7	4	0	0	2	2	3	0
	計	7	4	0	0	2	2	3	0
消 防	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	0	0	0	1	0
	計	1	1	0	0	0	0	1	0
合 計	男性職員	28	2	23	4	1	0	0	0
	女性職員	60	34	0	0	6	13	36	5
	計	88	36	23	4	7	13	36	5

(注) 取得者数は延べ人数です。

②部分休業

部 局 名 等		取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間					
				3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超
市長部局等	男性職員	2	0	0	0	0	1	0	1
	女性職員	19	5	0	1	2	10	2	4
	計	21	5	0	1	2	11	2	5
水 道	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	1	0	0	0	0	0	0	1
教 育	男性職員	1	0	0	0	0	1	0	0
	女性職員	1	0	1	0	0	0	0	0
	計	2	0	1	0	0	1	0	0
消 防	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	1	0	0	0	0	0	0	1
合 計	男性職員	3	0	0	0	0	2	0	1
	女性職員	22	5	1	1	2	10	2	6
	計	25	5	1	1	2	12	2	7

7 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分及び懲戒処分の種類及び件数(令和4年度中)

①分限処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数					
		計	勤務実績が良くない場合	心身の故障の場合	職に必要な適格性を欠く場合	定数の改廃等により廃職又は過員を生じた場合	刑事事件に関し起訴された場合
市長部局等	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	23	0	23	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0
水 道	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	5	0	5	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0
教 育	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	1	0	1	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0
消 防	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	1	0	1	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0
合 計	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	30	0	30	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0

②懲戒処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数			
		計	法令に違反した場合	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
市長部局等	戒 告	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
水 道	戒 告	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
教 育	戒 告	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
消 防	戒 告	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
合 計	戒 告	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0

8 職員の服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除の状況（令和5年4月1日現在）

内 容 等
研修を受ける場合
厚生に関する計画の実施に参加する場合
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第49条の2の規定による不利益処分不服申し立てをし、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
深夜または徹夜の時間外勤務者に対する休養時間
任命権者の承認を得て本務以外の職を兼務する者が、その職に属する事務を行う場合
他の機関又は団体から委嘱を受け、講演、講義等を行う場合で任命権者が必要であると認めるもの
市の慶弔に属する事務に、任命権者の命により従事する場合
その他市長が特に認めた場合

（注） 任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間について職務に専念する義務を免除されることができます。

(2) 営利企業従事許可の件数及び内容（令和4年度中）

部 局 名	許可件数	内 容
市長部局	7	駐車場経営（相続）、太陽光発電、こどもクラブ（卓球）、消防団活動事業、令和4年度京都式部活サポート事業の外部指導者、同志社大学大学院総合政策科学研究科講師
上下水道	1	サッカーの審判ボランティア
教育	10	Jリーグ審判員、農業、空手道の指導、スポーツ推進委員、講演、審査員、寄稿、評価委員
消防	10	予備自衛官、令和4年度就業構造基本調査、令和5年住宅・土地統計調査単位区設定
合計	28	件

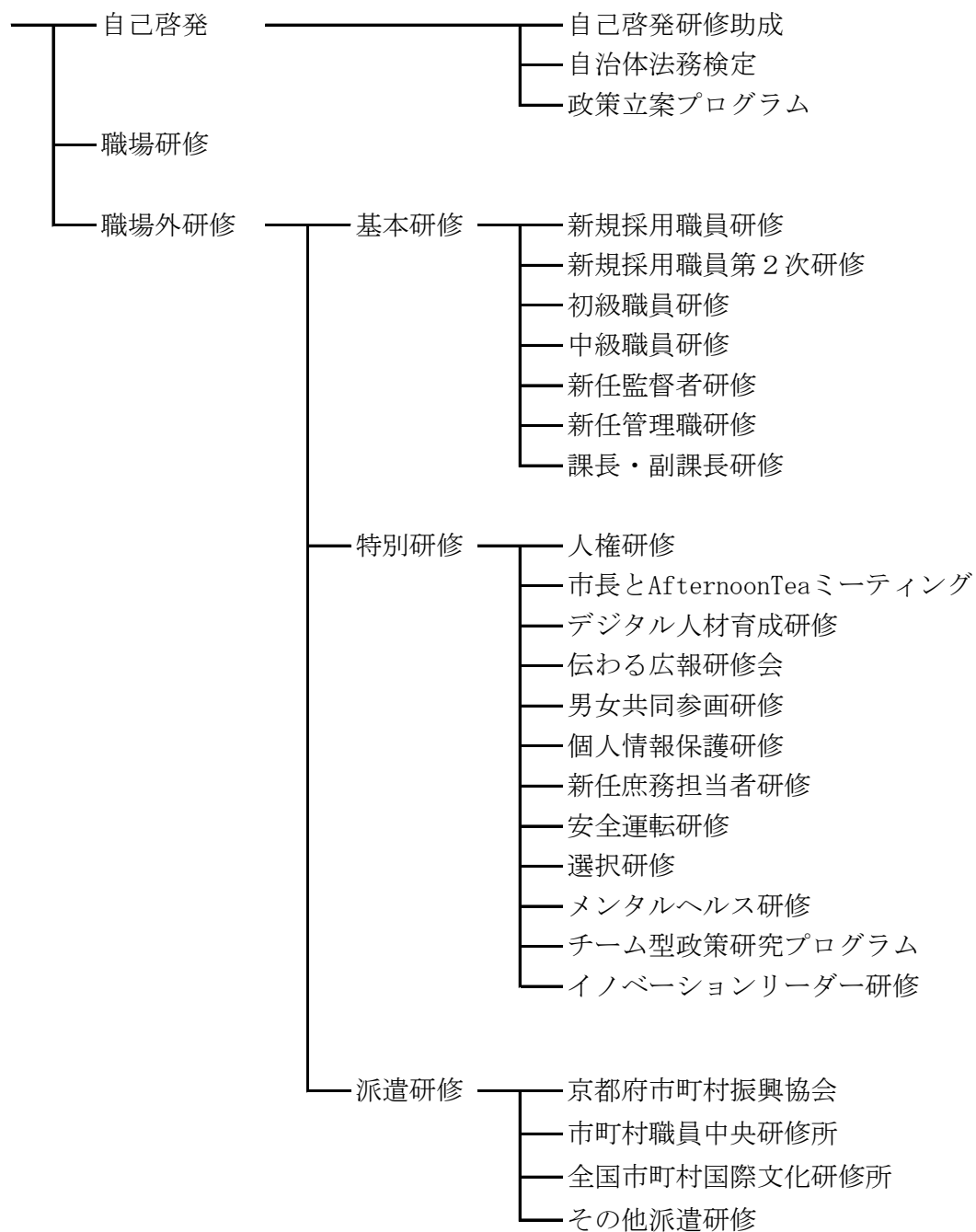
9 職員の退職管理の状況

(1) 再就職情報の管理の状況

宇治市職員の退職管理に関する規則（平成28年4月1日施行）に基づいて、営利企業等に再就職した元職員に対し、退職後2年間は、離職前の職務に関して、現職職員等への働きかけを禁止しています。

10 職員の研修の状況

(1) 職員研修の体系（令和5年度）



(2) 職員研修の実施状況（令和4年度中）

【1】＜基本研修＞

研修名	受研者数
(1) 新規採用職員研修	28人
(2) 新規採用職員第2次研修	26人
(3) 初級職員研修	43人
(4) 中級職員研修	45人
(5) 新任監督者研修	28人
(6) 新任管理職研修	20人
(7) 課長・副課長研修	67人
小計	257人

【2】＜特別研修＞

研修名	受研者数
(1) 人権研修	256人
(2) 市長とAfternoonTeaミーティング	25人
(3) 男女共同参画研修	74人
(4) 個人情報保護研修	291人
(5) 新任庶務担当者研修	34人
(6) 安全運転研修	65人
(7) 選択研修	96人
(8) メンタルヘルス研修	141人
(9) 健康管理研修	262人
(10) 京都市府市町村職員共済組合主催研修	108人
(11) チーム型政策研究プログラム	12人
(12) イノベーションリーダー研修	13人
(13) 戦略的広報研修	138人
(14) デジタル人材育成研修	30人
小計	1,545人

【3】＜職場研修＞

研修名	受研者数
(1) 福祉こども部及び健康長寿部合同部内研修	40人
(2) こども福祉課職員研修	21人
(3) 保育所職員研修	93人
(4) 技術職員研修	204人
(5) 上下水道部職員研修	17人
(6) 教育部職員研修	133人
(7) 消防職員研修	155人
(8) 脱炭素推進プロジェクトチーム研修会	20人
(9) 市民協働推進プロジェクトチーム研修会	27人
小計	710人

【4】＜自己啓発＞

研修名	受研者数
(1) 自己啓発研修	4人
(2) 通信教育講座	-
(3) 自治体法務検定	6人
小計	10人

【5】＜派遣研修＞

研修名	受研者数
(1) 京都府市町村振興協会	69人
(2) 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）	3人
(3) 京都府	30人
(4) 各課実務研修	-
小計	102人

合計

研修名	受研者数
【1】基本研修	257人
【2】特別研修	1,545人
【3】職場研修	710人
【4】自己啓発	10人
【5】派遣研修	102人
合計	2,624人

1 1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況（令和4年度）

市職員共済組合に補助金を交付し、市職員共済組合により福利厚生事業が実施されています。

区 分	元気回復・保健事業 (市の負担)	給付事業 (職員の掛金)
決算額	29,151,649円	57,843,701円
内 容	◎人間ドック助成 ◎福利厚生外部委託 ◎部活動費補助 など	◎結婚祝金 ◎出産祝金 ◎傷病見舞金 ◎弔慰金 など

(2) 公務災害及び通勤災害の状況

①認定件数（令和4年度中）

部 局 名	認 定 件 数		
	計	公務災害	通勤災害
市長部局等	6	5	1
水道	2	0	2
教育	1	1	0
消防	0	0	0
合計	9	6	3

②地方公務員災害補償基金負担金（令和4年度確定負担金）

職 員 区 分	人数	確定負担金
義務教育学校職員以外の教育職員	160	1,193,339円
消防職員	209	3,879,988円
電気・ガス・水道事業職員	106	1,156,556円
清掃事業職員	86	2,593,307円
その他職員	867	6,051,152円
合 計	1,428	14,874,342円

(3) 措置要求及び審査請求の状況（令和4年度中）

職員の権利は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の制度により保護されています。これらの制度の状況は、「宇治市公平委員会の業務の状況」のとおりです。

◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和４年度中）
該当なし
- 2 不利益処分に関する審査請求の状況（令和４年度中）

区分		新規	前年度からの繰越し	計
審査請求		0	0	0
判定	審査請求却下	0	0	0
	処分承認	0	0	0
	処分修正	0	0	0
	処分取消し	0	0	0
審査請求取下げ		0	0	0
翌年度への繰越し		0	0	0